

淡路市官民データ活用推進計画

令和3年1月

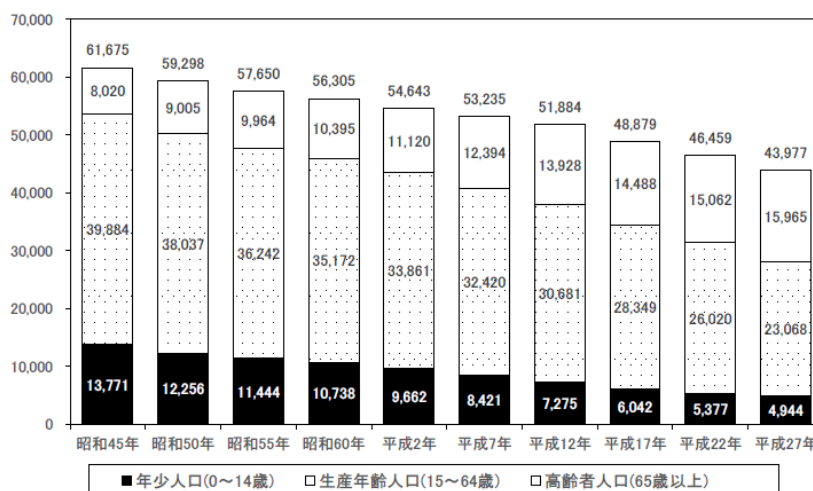
淡路市

目次

1. 淡路市の現状及び課題.....	p 2
2. 計画の背景と目的.....	p 3
3. 計画の位置づけ.....	p 4
4. 計画の推進体制.....	p 5
5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針.....	p 5
6. 官民データ活用の推進に係る個別施策.....	p 6
7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保.....	p 9
用語集.....	p 1 0

1. 淡路市の現状及び課題

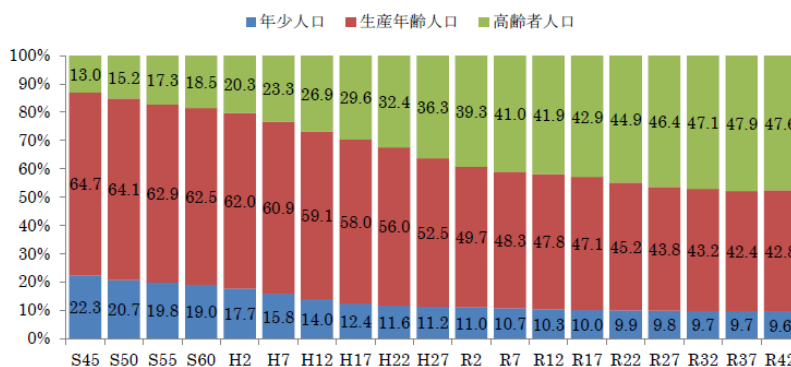
淡路市は全国の市町村の中でも少子・高齢化の進展が特に顕著となっており、それに伴う税収の落ち込みは地域サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となっている。国勢調査から総人口の推移をみると、年々減少しており、平成27年で43,977人となっている。年齢3区分の構成比の推移をみると、年少人口は平成2年を境に、高齢者人口を下回っている。また、年少人口・生産年齢人口はともに減少している一方、高齢者人口は増加している。



資料：各年国勢調査 ※年齢不詳を除く

年齢3区分別人口の構成比をみると、令和27年（2045年）から高齢者人口が生産者人口を上回る状態となり、令和42年（2060年）では年少人口で9.6%、生産年齢人口で42.8%、高齢者人口で47.6%になると推計される。また、昭和45年（1970年）では現役世代4.973人で1人の高齢者を支えていたのに対し、令和27年（2045年）には、現役世代0.946人で1人の高齢者と、現役世代1人で高齢者1人を支えることができなくなると推計される。

年齢3区分別人口構成比の推移（社人研準拠）



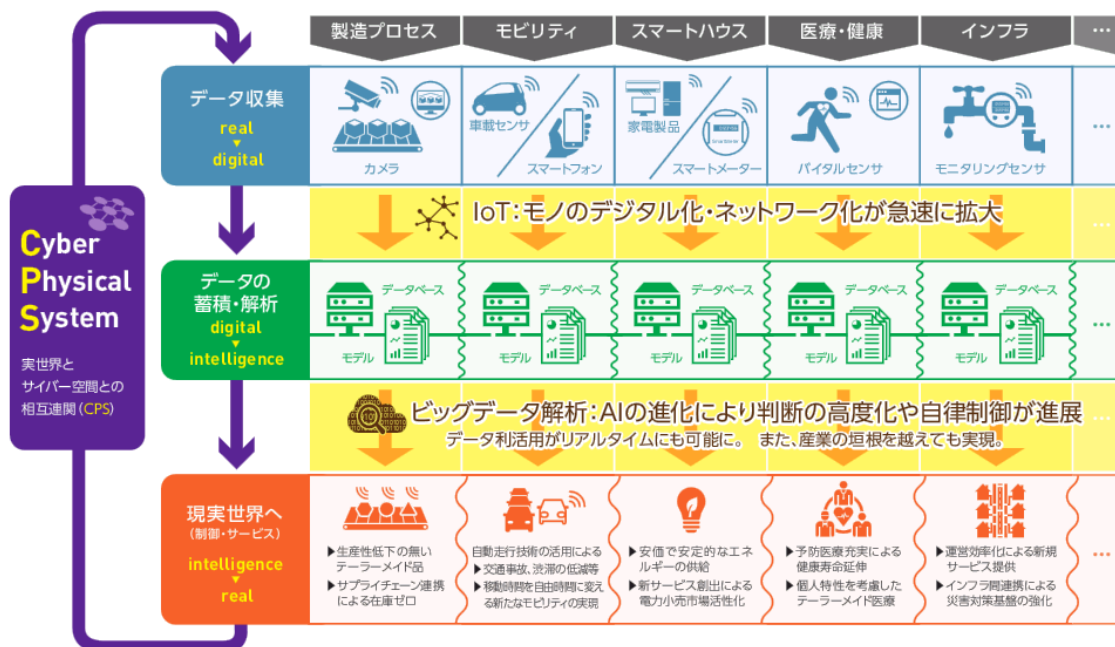
今後も安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していくために、行政手続の電子化による業務効率の向上や民間活力と官民データの活用による地域課題の自発的解消の促進が極めて重要である。

2. 計画の背景と目的

淡路市官民データ活用推進計画は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定）」を受けて、淡路市内の官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策と本市の施策及び兵庫県との施策と本市の施策の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げる。

また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、淡路市が抱える諸問題の解消を図ることを目的とする。

【データ活用による社会変革のイメージ】

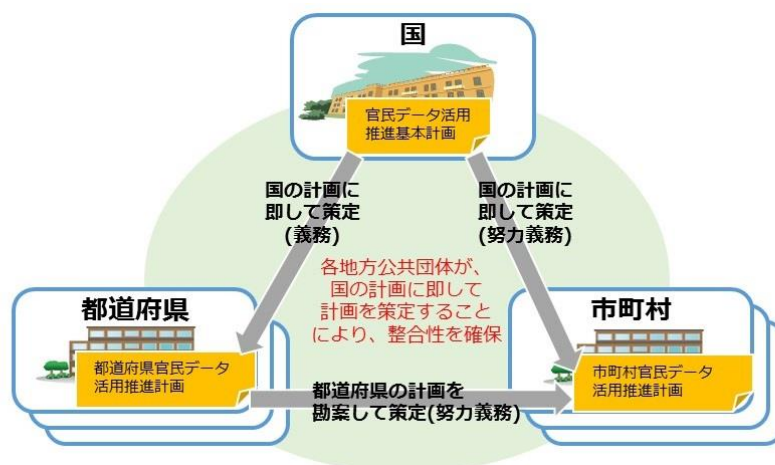


(出典) 平成 27 年 5 月 産業構造審議会商務情報流通分科会情報経済小委員会 中間とりまとめ

3. 計画の位置づけ

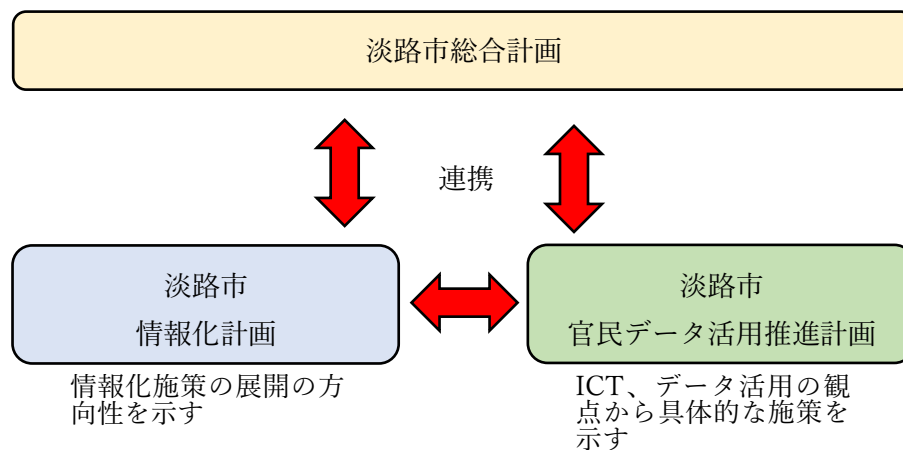
本計画は、「官民データ活用推進基本法」第9条第3項において、市町村の策定努力義務が規定されている「官民データ活用推進計画」として策定するもので、基本法及び国の基本計画に即し ICTやデータ利活用を推進するにあたっての本市の基本的な方針や個別取組を明らかにし、本市の総合計画をはじめ、情報化計画を ICTやデータ利活用の観点から下支えするものである。

策定にあたっては、国の「官民データ活用推進基本計画」の方向性や取組内容等及び本市における上位計画である総合計画とも整合を図っており、今後もこの整合性を確認し必要に応じて計画の見直しを行なう。



出典：官民データ活用推進基本法について
(内閣官房情報通信技術総合戦略室) H29 (2017) .3.10

【淡路市の各計画との関係】



4. 計画の推進体制

淡路市官民データ活用推進計画の推進に当たっては、各種データの標準化やシステムの改修といった、情報関連の取組が必須となるが、それはあくまでも官民データ活用に伴う地域経済の活性化や業務効率の向上のための手段に過ぎない。一方、淡路市官民データ活用推進計画を推進するためには、企画、情報化推進等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て等の実施部門との連携、協力が不可欠である。そのため、双方の役割分担を明確にしながら、総合的かつ戦略的に施策を推進し、連携を取りながら推進体制の充実強化を図る。

5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、「手続における情報通信の技術の利用等に関する取組」、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「利用の機会等格差の是正に係る取組」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」の5つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとする。

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化(本人確認及び手数料支払いのオンライン化を含む。)の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し(BPR)及び添付書類の省略を推進し、利用者中心の行政サービスを実現する。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進する。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組(オープンデータの推進)

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針(平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年6月7日改定。)」等を踏まえて、淡路市が保有するデータのオープンデータ化を推進する。また、事業者等の利益や国の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促す。

(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組(マイナンバーカードの普及・活用)

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方

針（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）」や骨太の方針等を踏まえ、令和2年度に予定されているマイナンバーカードを活用した消費活性化策や令和3年3月から本格運用が開始される健康保険証としての利用等の取組を着実に進め、マイナンバーカードの普及・利活用を推進していくこととしており、全国の市区町村に対し、「交付円滑化計画」の策定要請がなされている。淡路市においては、策定した交付円滑化計画に沿った施策を実施するとともに、行政サービスにおける個人番号カードの利用を推進することで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与する（例：身分証としての活用、マイキープラットフォームの活用等）。

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講ずる。

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、クラウド化などの共用化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、淡路市内における各種データの標準化を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋げる。

6. 官民データ活用の推進に係る個別施策

・ マイナポータルを活用による各種申請の電子化の促進

マイナポータルの電子申請機能を活用した児童手当の現況届等のオンライン化を実現するとともに、電子申請の普及率向上を図る。また、市役所窓口配置した「マイナポータル用端末」を活用し、来庁者の電子申請についても併せて促進する。

・ 各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、地方公共団体による

オープンデータの取組を促進するための各種ガイドラインや国が提示する「推奨データセット」（オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考としてとりまとめた、公開することが推奨されるデータセットおよびフォーマット標準例）等を参考として、保有するデータのオープンデータ化を推進する。様々な分野においてオープンデータ化を積極的に推進し、国や都道府県及び周辺の市町村と連携することで広域での横断的なデータの活用を実現する。また、公営企業等が保有するデータのうち、公益に資するものについてオープンデータ化を促す。

・ **地域におけるビッグデータ利活用の推進**

国が策定した「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」（平成30年6月総務省策定。地方公共団体が、個人情報保護にも配慮しつつ、その保有するデータを部局・分野横断的に活用して効果的な政策立案や住民サービスの向上等に取り組むための手引書。）を参考として、自らが保有するビッグデータの利活用を推進する。その際、庁内の部局・分野に加えて、都道府県や他の市町村等との連携可能性を踏まえて、広域でのデータの利活用のあり方についても検討し、より効果的な施策への活用を図る。

・ **コンビニ交付サービスの導入及び発行証明書類の拡大**

淡路市では、市役所のほか、出張所等でも住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行サービスを提供しているが、開庁時間以外では業務を行っておらず、平日仕事をしている方が利用する場合には、休暇を取得してもらうなど、市民の負担となってきた。マイナンバーカードを利用した各種証明書類のコンビニ交付サービスを実施し、市民の利便性向上を図る。

・ **マイナンバーカードの取得率及び住民利便性の向上**

来庁者に対するマイナンバーカードの取得勧奨や、臨時のマイナンバーカード申請窓口を設置するとともに、希望する企業・団体への職員の訪問による申請受付等、住民のマイナンバーカード取得率向上を図る。またマイナンバーカードを活用して住民の利便性や地域の活性化を図るため国が実施するマイキープラットフォームを活用した施策を実施する。

・ **プログラミングなど ICT に関する地域における学習環境づくりの推進**

令和2年度からの小学校におけるプログラミング教育の必修化等に向

け、学校でのプログラミング教育を通じてプログラミング等の ICT への興味関心を高めた児童生徒が、教育課程外において発展的・継続的に学ぶことができるように、企業や地域人材等のリソースを活用した学習機会の提供の推進を図る。

- ・ **IoT 地域実装による地域課題解決・地域活性化の実現**

淡路市において IoT の実装を通じた取組により解決が期待される課題について、国が提示する IoT 地域実装のための総合的支援施策の活用により、淡路市における IoT の実装を行い、地域課題解決・地域活性化を実現する。また、平成 30 年に発足した淡路市 IoT コンソーシアムにおいて産官学連携により IoT の実装に向けた取組を精力的に実施することとする。

- ・ **ホームページにおけるアクセシビリティ対応等の取組**

淡路市ホームページについては、市民への情報提供等における重要なツールとなっていることから、誰もが利用しやすいよう、アクセシビリティ自体の理解や具体的コンテンツ作成の諸注意について、ホームページコンテンツを作成する各課職員へ研修や通知等を行う。また、様々な情報通信端末（スマートフォンやタブレット端末）による情報収集等が容易に出来るよう、SNS のツールやアプリ（スマートフォン等用のアプリケーションソフトウェア）の活用も引き続き実施することとする。

- ・ **業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進**

淡路市が保有する行政データについて、台帳等の基礎となるデータを中心に、他のシステム等による二次利用が容易な形でデジタル化を推進。加えて、会議におけるタブレットの活用など、業務のデジタル化・ペーパーレス化を推進。これにより、時間と場所を有効に活用できる働き方改革・オフィス改革を進め、行政サービスの効率化と新たな価値創造を目指す。

- ・ **システム構築における民間サービス利用等の促進**

情報システムの整備に当たっては、全ての機能を行政自らが個別・新規に構築するのではなく、国が整理を行う民間クラウドや民間サービスの活用の考え方・課題等を参考にしつつ、民間クラウドを含めた民間サービスや国のオンライン申請システム等を積極的に活用する。これによって、必要な機能の柔軟かつ迅速な導入や、投資対効果の向上を図る。

- ・ **官民データ活用施策の推進に向けた職員の研修・育成**

淡路市における官民データを活用した施策の推進のために必要な人材を確保するため、データ活用のノウハウやサイバーセキュリティ対策などについて、国の支援メニューも活用しつつ、職員の研修・育成を積極的に推進する。

7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

淡路市官民データ活用推進計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「淡路市情報セキュリティ基準」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」及び「淡路市個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めることとする。

用語集

あ行

「オープンデータ」

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータでインターネット等を通じて誰でも自由に入手することができるもの。人手を多くかけずにデータの二次利用が可能となる。

か行

「官民データ」

電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。（官民データ活用推進基本法第2条）

「クラウド」

コンピュータの機器等を自らの事業所等に設置するのではなく、コンピュータの機能や処理能力、ソフトウェア、データなど、外部のデータセンターの機器等を通信回線を通じてサービスとして利用するもの。

た行

「地域情報プラットフォーム」

地方公共団体等の業務システムの容易な連携や情報の共有を図るための共通の基盤のこと。

「デジタル・ガバメント」

ICTを活用した行政のこと。業務の合理化や効率化、透明性の向上、利便性の向上を図ることを目的としている。

「デジタルデバイド」

コンピュータやインターネットなどの情報技術を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人との間に生じる格差のこと。

「電子申請」

紙によって行われている申請や届け出などの行政手続きをインターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするもの。PG20

ま行

「マイナポータル」

国や地方公共団体が保有する自分自身の情報やそのやり取りの記録、自分へのお知らせ通知などを、パソコンや携帯端末を利用して閲覧することができるサー

ビスのこと。マイナンバーカードでログインし、個人ページを開設することで利用可能となる。

「マイナンバー」

法令では「個人番号」といい、日本に住民票がある人、一人ひとりに指定された12桁の番号のこと。法令で定められた用途以外には使用することができない。

「マイナンバーカード」

マイナンバーが記載された顔写真付きのプラスチック製のICカードのこと。申請により交付される。正式名称は「個人番号カード」。

「マイキープラットフォーム」

マイナンバーカードを活用し地域経済の活性化や行政の効率化につながる仕組みの共通情報基盤のこと。

英字

「AI（エー・アイ）」

Artificial Intelligence（人工知能）の略語。経験から学び、順応していく等、人間が学習するような振る舞いを行うコンピュータの機能のこと。

「BPR（ビーピーアール）」

Business Process Re-engineering（業務プロセス改革）の略語。既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインしなおすという考え方。

「ICT（アイ・シー・ティ）」


Information & Communication Technology（情報通信技術）の略語。パソコンやスマートフォンを含むコンピュータを活用したコミュニケーションによる情報や知識の共有を図るための情報通信技術のこと。

「IoT（アイ・オー・ティ）」

Internet of Things（モノのインターネット接続）の略語。自動車、家電、施設などあらゆるものがインターネットにつながる。情報のやり取りや、共有されたデータに基づいた分析や自動化など新たな付加価値を生み出していくことに寄与する。

「SNS（エス・エヌ・エス）」

Social Networking Service(Site)の略語。個人間の交流を支援するサービス(サイト)で、参加者は共通の興味、知人などをもとに様々な交流を図ることができる。

	<p>淡路市官民データ活用推進計画 令和3年1月発行 発行・編集 淡路市企画情報部まちづくり政策課 〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地 Tel : 0799(64)0001 Fax : 0799(64)1841</p>
---	---